

## 1 県共済会退職手当金給付事業の概要

### (1) 県共済会退職給付事業の概要

県共済会退職手当金給付事業とは、会員(経営者)が負担金(職員一人当たり年額13,800円)を全額負担することにより、会員の職員の退職時に、勤務年数に応じて退職手当金額表(別表)に基づき退職手当金を支給するものです。

負担金は、会員が退職金の財源とするため県共済会に積み立てて運用している積立資金で、会員の職員が退職した場合は、退職給付金として会員へ送金します。

会員は、その受入額を会員が策定した「退職金支給規程」に基づき退職金として職員に支給します。

退職金は、職員の退職手当となり、退職所得として課税対象となります。

なお、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度に加入し退職手当金が支給される場合は、その退職金と合算して独立行政法人福祉医療機構において退職所得税の計算が行われます。

県共済会退職手当金給付事業では、退職手当金の支払いの主体は、会員であり、退職手当金支払いに伴う会計処理並びに税務上必要とされている手続きについては、会員が行うこととなります。そのため、事業主としては、退職手当金に関する規程を策定(整備)する必要があります。

#### 《退職金支給規程の策定》

県共済会は、会員から負担金を預かり、会員の職員が退職した場合に退職手当金を会員に支払います。その後、会員は職員に退職金を支給することになりますので、退職金に関する規程を策定(整備)する必要があります。(課税問題をクリアするための方法)

策定に当たっては、就業規則(又は給与規程)の中に設ける場合と、独立した退職金支給規程を設ける場合があります。

福祉医療機構制度による退職金は、独立行政法人福祉医療機構がその規定により、また県共済会も運営規則により退職手当金を支給するので、就業規則(又は給与規程)の一部改正により策定した方が簡略化できます。

#### 【策定例】就業規則により策定

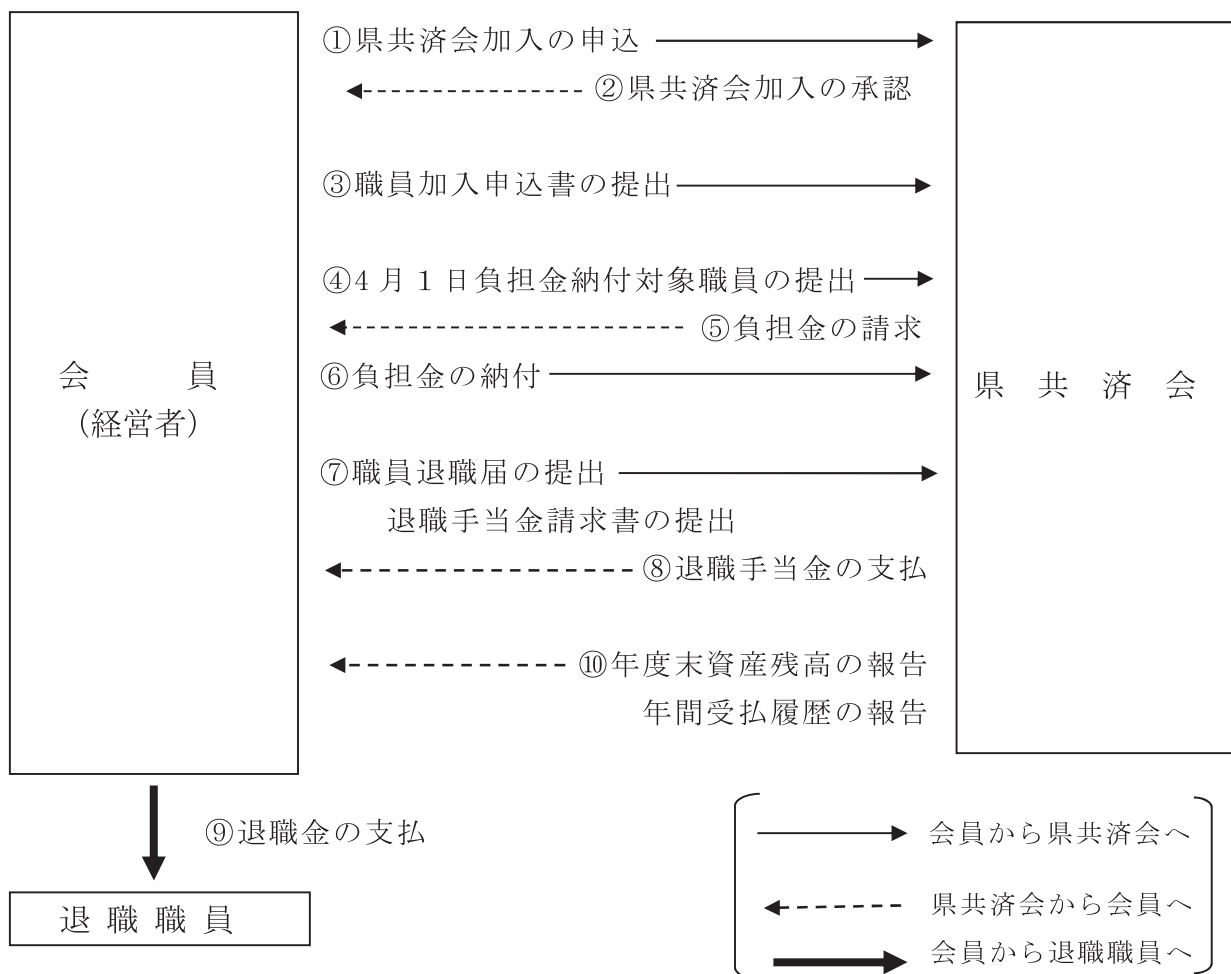
##### 第〇〇章 給 与

##### (退職金)

第〇〇条 職員の退職金は、社会福祉施設職員等退職共済法に基づく社会福祉施設職員等退職手当金制度から退職金を支給する。

2 前項のほか、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会運営規則に定める対象者に対し、当該規則に基づく退職手当金を支給する。

(2) 県共済会退職給付事業の仕組み



- ① 経営者は、県共済会へ加入の申込みをする。
- ② 県共済会は、加入申出を理事会に諮り加入を承認する。
- ③ 会員は、職員を採用したら県共済会へ職員加入申込書(様式第3号)を提出する。
- ④ 会員は、4月1日に在職する加入職員の確認の書類(負担金納付対象職員届・様式第11号)を県共済会に提出する。〔別途、通知する〕
- ⑤ 県共済会は、会員に毎年4月1日に在籍する職員に対して一人当たり13,800円の負担金の請求をする。
- ⑥ 会員は、負担金を県共済会へ納付する。(納付方法:指定口座への振込・口座からの自動引落)
- ⑦ 会員は、職員が退職したら、職員退職届兼退職手当金請求書(様式第4号)を県共済会に提出する。
- ⑧ 県共済会は、職員退職届兼退職手当金請求書に基づき、退職手当金を会員に支払う。
- ⑨ 会員は、退職した職員に会員策定の退職金支給規程に基づき退職金を支払う。
- ⑩ 県共済会は、年度末(3月31日)の加入職員と退職給付引当資産残高の確認書類を会員に送付する。

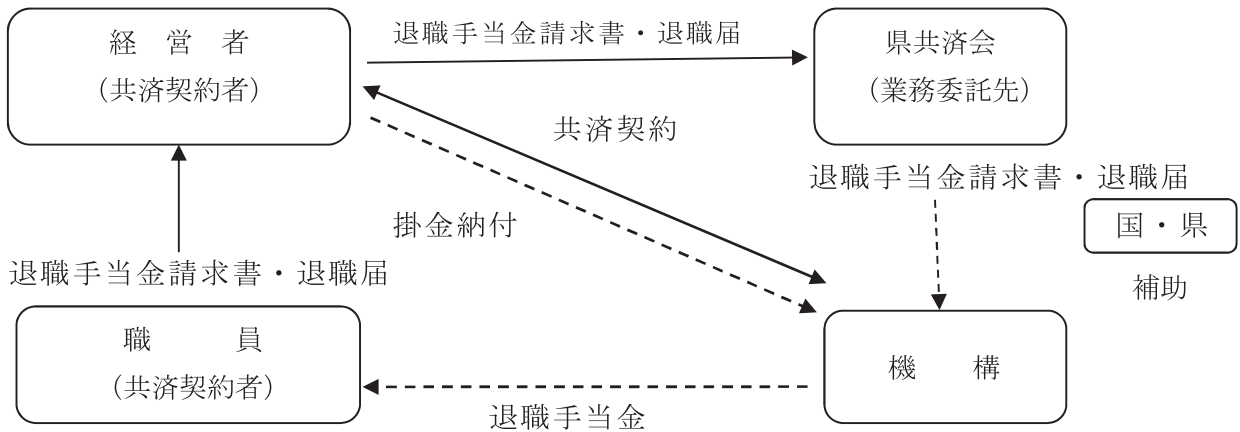
【参 考】

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度の概要

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の退職手当共済制度は「社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)」(以下「共済法」という。)により実施されている。

この制度は、共済法に定めるところにより共済契約者(経営者)が施設区分・職員数に応じた掛金を機構に納付することを約束し、被共済職員が退職した場合は、機構が退職手当金を支給することを約束する契約(民法上のいわゆる第三者のためにする契約)を基本として運営される仕組みになっています。したがって、退職手当金の支払者は掛金の振込をした契約者ではなく機構となります。

(掛金納付及び退職手当金請求の仕組み)



①共済契約の締結については、強制でなく経営者の任意です。

共済契約を締結した共済契約者が経営するすべての社会福祉施設等は包括的に加入することになります。

②共済契約者は、機構に毎事業年度の4月1日現在の被共済職員数に応じて、年1回5月31日までに掛金を納付します。職員の負担はありません。

③退職手当金の支給財源は、原則として共済契約者、国及び都道府県の三者による負担となっています。財政方式は賦課方式(当該年度の給付に必要な財源を当該年度の掛け金で賄う)を採用しています。

④職員が退職した場合は、退職者と共済契約者からの退職手当金請求書・被共済職員退職届を県共済会を経由して機構に提出します。

⑤機構は、退職者からの退職手当金請求書に基づき、退職手当金を退職者本人の口座に直接振り込みます。退職所得の源泉徴収義務者は、機構となりますので共済契約者において源泉徴収に係る税務書類の作成、提出は不要です。

(退職手当金額の計算)

退職前 6か月の本俸 月額平均基準	ランク=1~20 (20)360,000円 (19)340,000円 ⋮ (2)74,000円 (1)62,000円
-------------------------	---

×

支給乗率	51年:60.000 50年:59.625 ⋮ 20年:18.900 10年:6.750 5年:2.700 1年:0.540
------	--

支給額計算例

ア) 勤続年数 20年

退職前6か月平均給与(355,000円)

$340,000円 \times 18.900 = 6,426,000円$

**(19)ランク × 支給乗率(20年)**

## 独立行政法人福祉医療機構及び県共済会の退職金制度の特色

県内の社会福祉施設等職員が加入している代表的な退職手当金は、福祉医療機構の退職手当制度と県共済会の退職手当制度の2階建て構造です。

制度の種類	福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度(A)	静岡県社会福祉事業共済会(県共済会) 退職共済制度(B)																																																																																																																						
制度の概要	社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づいた、全国の福祉従事者のための退職金制度です。退職金の財源は、契約者(社会福祉法人)、国、都道府県の三者による負担です。(ただし国及び都道府県の負担分は社会福祉施設等職員及び特定職員数分のみです。)加入職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行います。	県共済会の退職制度は、福祉医療機構の退職金の上乗せ制度です。退職金の財源は、会員(経営者)が負担金を積み立てたものです。加入職員の退職時に勤務年数に応じて退職手当金を支給するものです。																																																																																																																						
①加入できる団体	社会福祉施設等を経営する社会福祉法人	同 左																																																																																																																						
②制度対象職員 (加入職員)	①に勤務する正規職員及び労働時間が正規職員の2/3以上の非常勤職員	①に勤務する職員で法人代表者が認めた職員																																																																																																																						
③掛金	契約者(社会福祉法人)が全額負担し、職員の負担はありません。 (年額) 一人 44,700円	会員(経営者)が全額負担し、職員の負担はありません。 (年額) 一人 13,800円																																																																																																																						
④支給財源	賦課方式で毎年の退職金財源はその年に納付された掛金によって賄われます。契約者(社会福祉法人)のほか、国と都道府県で全体を1/3ずつ負担しています。「申し出施設等」からの加入者については補助の対象外のため経営者が3/3掛金(3倍の掛金)を負担します。	積立方式です。将来の退職共済給付金の支払いに備えて資金を積立、資産運用をしています。																																																																																																																						
⑤退職金額の計算方法	<p>計算基礎額×支給乗率＝退職手当金</p> <p>計算基礎額：退職前6ヶ月の平均本俸月額に応じて 政令で定める額</p> <p>支給乗率：加入年数(職員期間)に応じて 法律で定める乗率</p> <p style="text-align: center;"><b>退職手当金計算表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ランク表(円)</th> <th rowspan="2">×</th> <th colspan="2">職員期間</th> </tr> <tr> <th>20</th> <th>360,000</th> <th>51年</th> <th>60</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">(政令で定める額)</td> <td>19</td> <td>340,000</td> <td rowspan="7"></td> <td>50年</td> <td>59.625</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>40年</td> <td>48.375</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>6.75</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>0.54</td> </tr> </tbody> </table>		ランク表(円)		×	職員期間		20	360,000	51年	60	(政令で定める額)	19	340,000		50年	59.625	5		5	5	40年	48.375	20年	18.9	10年	6.75	5年	2.7	1年	0.54	<p>加入年数に応じ、退職手当金額表により支給</p> <p style="text-align: center;"><b>退職手当金額表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>加入年数</th> <th>退職手当金</th> <th>付加給付金</th> <th>合計(円)</th> <th>加入年数</th> <th>退職手当金</th> <th>付加給付金</th> <th>合計(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>40,000</td><td></td><td>40,000</td><td>13</td><td>194,000</td><td>15,000</td><td>209,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>53,000</td><td></td><td>53,000</td><td>14</td><td>210,000</td><td>15,000</td><td>225,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>66,000</td><td></td><td>66,000</td><td>15</td><td>226,000</td><td>25,000</td><td>251,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>79,000</td><td></td><td>79,000</td><td>16</td><td>242,000</td><td>25,000</td><td>267,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>98,000</td><td></td><td>98,000</td><td>17</td><td>258,000</td><td>25,000</td><td>283,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>117,000</td><td>5,000</td><td>122,000</td><td>18</td><td>275,000</td><td>25,000</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>132,000</td><td>5,000</td><td>137,000</td><td>19</td><td>292,000</td><td>25,000</td><td>317,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>147,000</td><td>15,000</td><td>162,000</td><td>20</td><td>308,000</td><td>35,000</td><td>343,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>163,000</td><td>15,000</td><td>178,000</td><td colspan="4" style="text-align: center;">※21年以上は省略</td></tr> <tr><td>12</td><td>178,000</td><td>15,000</td><td>193,000</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody> </table>	加入年数	退職手当金	付加給付金	合計(円)	加入年数	退職手当金	付加給付金	合計(円)	3	40,000		40,000	13	194,000	15,000	209,000	4	53,000		53,000	14	210,000	15,000	225,000	5	66,000		66,000	15	226,000	25,000	251,000	6	79,000		79,000	16	242,000	25,000	267,000	7	98,000		98,000	17	258,000	25,000	283,000	8	117,000	5,000	122,000	18	275,000	25,000	300,000	9	132,000	5,000	137,000	19	292,000	25,000	317,000	10	147,000	15,000	162,000	20	308,000	35,000	343,000	11	163,000	15,000	178,000	※21年以上は省略				12	178,000	15,000	193,000				
	ランク表(円)		×	職員期間																																																																																																																				
	20	360,000		51年	60																																																																																																																			
(政令で定める額)	19	340,000		50年	59.625																																																																																																																			
	5			5	5																																																																																																																			
	40年	48.375																																																																																																																						
	20年	18.9																																																																																																																						
	10年	6.75																																																																																																																						
	5年	2.7																																																																																																																						
	1年	0.54																																																																																																																						
加入年数	退職手当金	付加給付金	合計(円)	加入年数	退職手当金	付加給付金	合計(円)																																																																																																																	
3	40,000		40,000	13	194,000	15,000	209,000																																																																																																																	
4	53,000		53,000	14	210,000	15,000	225,000																																																																																																																	
5	66,000		66,000	15	226,000	25,000	251,000																																																																																																																	
6	79,000		79,000	16	242,000	25,000	267,000																																																																																																																	
7	98,000		98,000	17	258,000	25,000	283,000																																																																																																																	
8	117,000	5,000	122,000	18	275,000	25,000	300,000																																																																																																																	
9	132,000	5,000	137,000	19	292,000	25,000	317,000																																																																																																																	
10	147,000	15,000	162,000	20	308,000	35,000	343,000																																																																																																																	
11	163,000	15,000	178,000	※21年以上は省略																																																																																																																				
12	178,000	15,000	193,000																																																																																																																					
⑥シミュレーション	<p>勤続年数20年で退職前6ヶ月平均本俸月額 355,000円の職員の場合(⑤退職金額の計算方法より)</p> <p>(A) 福祉医療機構からの退職金 340,000円×18.9=6,426,000円</p> <p>(B) 県共済会からの退職金 343,000円</p> <p>退職手当金の額 6,769,000円・・・(A)+(B)の合計額になります。</p>																																																																																																																							

独立行政法人 福祉医療機構  
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 9階  
加入手続きに関して ☎03-3438-0222 FAX03-3438-0584  
退職金の支給に関して ☎03-3438-0215 FAX03-3438-9261  
URL <http://hp.wam.go.jp/> トップページ「退職手当共済事業」

一般財団法人 静岡県社会福祉事業共済会  
〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 3階  
事務局 ☎054-254-5243 FAX054-254-5249  
URL <http://shizukyousai.or.jp>